

環境方針



1 基本理念

私たちのふるさと栃木県は、雄大な山並みと清らかに流れる河川、緑あふれる森林や里山、豊かな田園に恵まれ、これらが四季折々に織りなす風景を随所に見ることができるなど、自然と身近にふれあいながら、快適で心豊かに暮らせる環境にあります。

一方、平成23年3月11日に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故によって、本県の経済や県民生活は大きな影響を受けました。安全かつ安定的なエネルギーの供給、放射性物質の影響及び大規模災害発生時の災害廃棄物の処理体制の構築といった新たな課題を浮き彫りにしました。さらに、人口減少問題の克服が喫緊の課題となるほか、異常気象による自然災害の発生や生態系の変化など、地球温暖化の影響も年々深刻になっています。

このような状況の中、本県が誇る豊かな自然環境を保全するとともに、その利活用を図り、自然と調和した優れた生活空間を次の世代へと引き継いでいくことは、私たちが果たすべき責務です。

そのため、県は「とちぎ元気発信プラン」、「栃木県環境基本条例」の基本理念に則して「栃木県環境基本計画」を策定し、「守り、育て、活かす、環境立県とちぎ」の実現に向けて、本県の環境の現状と課題を踏まえた様々な施策展開や行動の指針を示しました。

さらに、県の取組をより実効あるものとするため、環境マネジメントシステムに基づき、次に掲げる基本方針に沿って環境目標を定め、これを達成するための環境活動計画を確実に実行し、その結果について点検・評価を行うとともに、必要な見直しを行い継続的な改善を図っていきます。

2 基本方針

(1) 「栃木県環境基本計画」に掲げた以下の3つの目標を達成するため、各種環境関連施策の推進に努めます。

- 「地球温暖化に立ち向かう社会づくり」～低炭素社会の構築～
- 「良好な生活環境を保全し、限りある資源を有効に利用する社会づくり」
～循環型社会の構築～
- 「豊かで誇れる自然を次代に引き継ぐ社会づくり」～自然共生社会の構築～

(2) オフィス活動においては、「栃木県地球温暖化対策実行計画」及び「栃木県グリーン調達推進方針」に基づき、省資源、省エネルギー、廃棄物の発生抑制等及びグリーン購入の推進を図り、環境負荷の低減に努めます。

(3) 公共事業やイベントにおいては、「栃木県公共事業環境配慮指針」及び「栃木県イベント環境配慮指針」に基づき、環境配慮を推進し、環境への負荷の低減に努めます。

(4) 環境関連法令等を遵守するとともに、環境汚染の予防及び継続的な環境保全に努めます。

3 環境方針の周知

この環境方針は、全職員に周知するとともに、広く一般に公開します。

平成28年3月25日

栃木県知事

福田 富一